

# 奈良市環境清美センター搬入管理要領

改正 平成25年4月1日

(目的)

**第1条** この要領は、奈良市環境清美センター（以下「センター」という。）への一般廃棄物（し尿・下水道汚泥を除き、一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）に指定する一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物を含む。以下同じ。）の搬入に関し、必要な事項を定めることにより、センターを適正に管理運営することを目的とする。

(搬入時間及び搬入できない日)

**第2条** 搬入時間及び搬入できない日は、次のとおりとする。

(1) 搬入時間は第5条第1号及び第2号に規定する者は、午前8時30分から午後4時30分までとし、同条第3号に規定する者は、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 搬入できない日は、「奈良市の休日を定める条例」に規定する市の休日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、搬入時間又は搬入できない日を変更することができる。

(搬入することができない一般廃棄物)

**第3条** 次に掲げる一般廃棄物は、センターに搬入することができない。

(1) 奈良市の行政区域外において排出されたもの

(2) 別表第1に規定する搬入禁止物

(3) 次条に規定する搬入基準に適合しないもの

(4) その他資源化又は焼却処理もしくは破砕処理に支障があると市長が認めるもの

(搬入基準)

**第4条** センターに搬入することができる一般廃棄物は、処理計画に定めるもののほか、別表第2の搬入条件を満たしているものとする。

(搬入者の範囲)

**第5条** センターに一般廃棄物を搬入することができる者（以下「搬入者」という。）は次に掲げる者とする。

(1) 奈良市及び奈良市が収集を委託した者

(2) 奈良市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者

(3) 奈良市の行政区域において排出された一般廃棄物を自ら搬入する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(遵守事項)

**第6条** 搬入者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 第4条に規定する搬入基準に従い、分別を徹底して搬入すること。

(2) 搬送時及びセンター内において一般廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。

(3) 搬送時及びセンター内において一般廃棄物を飛散し、又は流出させた場合は、自らの責任において、当該一般廃棄物の除去及び清掃を行うこと。

(4) センターの職員が行う一般廃棄物の計量、検査等に協力するとともに、その指示に従うこと。

(5) 計量台へは最徐行で進入し、計量台上で急停車又は急発進をしないこと。

(6) センター内の通行区分、標識、信号等の指示に従うこと。

(7) センター内では事故の防止に努めるとともに、常に安全を確認して作業を行うこと。

(8) その他センターの職員の指示及び指導に従うこと。

(搬入拒否等)

**第7条** 市長は、搬入者が関係法令及びこの要領に違反したとき、又はセンターの管理運営に支障を来すと認めるときは、当該搬入者のセンターへの一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

(損害賠償)

**第8条** 搬入者は、自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第9条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年1月1日)

この要領は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1のその他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物の項中タイヤ、タイヤホイールを加える改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**別表第1 (第3条関係)**

搬入禁止物	品 目 の 例 示
有害な物	薬品、農薬、劇薬 ニカド、リチウム、ボタン電池
危険性のある物	自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶
引火性のある物	ガソリン、灯油、プロパンガス
特別管理一般廃棄物に指定されている物	PCB含有物、感染性廃棄物
その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物	農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク(オートバイ)、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス
設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物	流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽 風呂釜、給湯器、瓦、扉、門扉、フェンス
資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品	パソコン
特定家庭用機器再商品化法に規定する対象機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

別表第2（第4条関係）

品 目	搬 入 条 件
枝木、角材等	直径 5 cm以下、長さ 30 cm以下に切る
畳	1 回につき 6 畳まで、1 畳を 8 等分以上に切る
じゅうたん	1 m × 1 m以下に切るか畳んで縛る
多量の剪定ごみ及び草	事前に発注主の証明を付けて環境清美工場へ申し込む
板材	30 cm × 30 cm以下に切る
連続した紙等の長尺もの	50 cm以下に切る
木うす	細かく砕く
花火・マッチ	水に浸す
スプレー缶	数箇所穴を開けて、ガスを抜く
石油ストーブ	灯油・電池を抜く
使い捨てライター	ガスを使い切る